

# 窪田理容美容専門学校学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は学校教育法ならびに理容師法および美容師法の定めるところにより、理容師および美容師を養成し、さらにメイク・ネイル・エステティック分野でも社会に貢献できる人材の育成を目指し、理容・美容文化を通じ、質の高い教養人を養成する事を目的とする。

(名称)

第2条 本校は窪田理容美容専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を東京都中野区中野4丁目11番1号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員および休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	入所時期	総定員	クラス定員	備考	
衛生専門課程	理容学科※	2年	40人 (1学級)	4月	80人	40人	・本科コース ・認定エステティシャン 取得コース	
	美容学科※	2年	140人 (4学級)	4月	280人	35人		
	トータル ビューティシャン科	2年	40人 (1学級)	4月	80人	40人		
	テクニカル スタイリスト科	1年	40人 (1学級)	4月	40人	40人		
	小 計			260人 (7学級)		480人		
	夜間課程	美容学科 トライチェンジコース※	3年	40人 (1学級)	4月	120人	40人	
	合 計			300人 (8学級)		600人		

※は職業実践専門課程

(学年、学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

本校の学期は次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日

後 期 10月1日から3月31日

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 本校の創立記念日 4月10日
- (4) 夏 季 休 業 7月25日から8月24日まで
- (5) 冬 季 休 業 12月23日から1月7日まで
- (6) 春 季 休 業 4月1日から4月7日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定に拘らず休業日を変更し、あるいは休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、授業時間数および教職員組織

(教育課程、授業時間数)

第7条 本校の教育課程および授業時間数は次のとおりとする。

#### 衛生専門課程

理 容 学 科 本 科 コ ー ス ( 昼 間 課 程 )							
課 目 名		1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)	
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数		
衛 生 専 門 課 程	必 修 課 目	関係法規・制度	20	0.57	12	0.34	32(1単位)
		衛生管理	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
		保健	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
		香粧品科学	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
		文化論	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
		理容技術理論	92	2.62	64	1.82	156(5単位)
		運営管理	14	0.4	18	0.51	32(1単位)
		理容実習※	408	11.65	504	14.4	912(30単位)
小 計		722		730		1452(47単位)	
課 目 名		1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)	
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数		
衛 生 専 門 課 程	一 般 教 養 課 目	生活文化と作法	22	0.62	10	0.28	32(1単位)
		造詣心理学と表現	10	0.28	22	0.62	32(1単位)
		保健体育	16	0.45	16	0.45	32(1単位)
		接客法	30	0.85	3	0.08	33(1単位)
		総合学習※	16	0.45	76	2.17	92(3単位)
	専 門 教 育 課 目	トータルビューティ	75	2.14	0	0	75(2単位)
		総合技術※	65	1.85	27	0.77	92(3単位)
		選択実習 (エステ・理容)	141	4.02	106	3.02	247(8単位)
小 計		375		260		635(20単位)	
合 計		1097		990		2087(67単位)	

※は企業と連携した授業を実施する課目（職業実践専門課程）

理 容 学 科 認 定 エ ス テ テ ィ シ ャ ン 取 得 コ ー ス ( 昼 間 課 程 )							
課 目 名		1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)	
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数		
衛 生 専 門 課 程	必 修 課 目	関係法規・制度	20	0.57	12	0.34	32(1単位)
		衛生管理	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
		保健	54	1.54	42	1.2	96(3単位)
		化粧品科学	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
		文化論	40	1.14	24	0.68	64(2単位)
		美容技術理論	92	2.62	64	1.82	156(5単位)
		運営管理	14	0.4	18	0.51	32(1単位)
		美容実習※	408	11.65	504	14.4	912(30単位)
小 計		722		730		1452(47単位)	
課 目 名		1 年 次		2 年 次		総時間数 (単位数)	
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数		
選 択 課 目	一 般 教 養 課 目	生活文化と作法	22	0.62	10	0.28	32(1単位)
		造詣心理学と表現	10	0.28	22	0.62	32(1単位)
		保健体育	16	0.45	16	0.45	32(1単位)
		接客法	30	0.85	3	0.08	33(1単位)
		総合学習※	16	0.45	76	2.17	92(3単位)
	専 門 教 育 課 目	トータルビューティ	75	2.14	0	0	75(2単位)
		総合技術※	65	1.85	27	0.77	92(3単位)
		選択実習 (エステ・理容)	141	4.02	106	3.02	247(8単位)
	小 計		375		260		635(20単位)
	合 計		1097		990		2087(67単位)

※は企業と連携した授業を実施する課目（職業実践専門課程）

美容学科（昼間課程）							
課目名	1年次		2年次		総時間数 (単位数)		
	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
必修 課目	関係法規・制度	20	0.57	12	0.34	32(1単位)	
	衛生管理	54	1.54	42	1.2	96(3単位)	
	保健	54	1.54	42	1.2	96(3単位)	
	化粧品化学	40	1.14	24	0.68	64(2単位)	
	文化論	40	1.14	24	0.68	64(2単位)	
	美容技術理論	92	2.62	64	1.82	156(5単位)	
	運営管理	14	0.4	18	0.51	32(1単位)	
	美容実習※	408	11.65	504	14.4	912(30単位)	
小計		722		730		1452(47単位)	
課目名	1年次		2年次		総時間数 (単位数)		
	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
選択 課目	一般教養 課目	生活文化と作法	22	0.62	10	0.28	32(1単位)
		造形心理学と表現	10	0.28	22	0.62	32(1単位)
		保健体育	16	0.45	16	0.45	32(1単位)
		接客法	30	0.85	3	0.08	33(1単位)
		日本文化(伝承美)	56	1.60	7	0.20	63(2単位)
		総合学習※	16	0.45	46	1.31	62(2単位)
	専門教育 課目	ヘアカラーリング	45	1.28	18	0.51	63(2単位)
		メイクアップ※	33	0.94	63	1.80	96(3単位)
		シャンプー&ブロー	30	0.94	33	0.94	63(2単位)
		総合技術※	51	1.45	42	1.20	93(3単位)
		選択実習	66	1.88	0	0	66(2単位)
小計		375		260		635(20単位)	
合計		1097		990		2087(67単位)	

※企業と連携した授業を実施する課目（職業実践専門課）

トータルビューティシャン科 (昼間課程)							
課目区分	必修 別 選択	課目名	1年次		2年次		授業時間数 (単位数)
			年間授業時数	週間授業時数	年間授業時数	週間授業時数	
一般教養 課目	必修	サロン実習と接客技術	45	1.36	45	1.36	90(3単位)
		カウンセリング	30	0.9	0	0	30(2単位)
		ビジネス情報	30	0.9	30	0.9	60(4単位)
		日本文化	30	0.9	0	0	30(1単位)
		ファッション総合	30	0.9	30	0.9	60(2単位)
		総合学習	90	2.7	90	2.7	180(6単位)
専門教育 課目	必修	総合技術	240	7.27	180	5.45	420(14単位)
		メイク技術	90	2.72	60	1.81	150(5単位)
		ネイル技術	75	2.27	75	2.27	150(5単位)
		ヘアケア技術	90	2.72	90	2.72	180(6単位)
		美容医療	0	0	30	0.9	30(2単位)
		検定対策	30	0.9	30	0.9	60(2単位)
	選択 課目	選択実習 (エステティック) (ビューティ総合)	150	4.5	150	4.5	300(10単位)
必修課目授業時間数			780		660		1440(52単位)
選択課目授業時間数			150		150		300(10単位)
総授業時間数			930		810		1740(62単位)
1、1学年においては、選択(エステティックまたはビューティ総合)を専門課目から150時間、履修するものとする							
2、2学年においては、選択(エステティックまたはビューティ総合)を専門課目から150時間、履修するものとする							

テクニカルスタイリスト科（昼間課程）					
衛 生 専 門 課 程	必修課目		年間授業時数	週授業時数	備考
		サロン実習と接客技術	90	2.5	
		総合学習	150	4.1	
		総合技術	180	5	
		ヘアケア技術	90	2.5	
		ビジネス情報	30	0.8	
	①	選択・まつ毛エクステ・美容W	60	1.6	①、②、③のどれかを選択
	②	選択・サロンスタイル・美容W			
	③	選択・ブライダルシェービング・理容W			
		小 計	600		
	選択課目		年間授業時数	週授業時数	
①	選択・理容ダブルライセンスコース	240	6.6	①または②を選択	
②	選択・美容ダブルライセンスコース				
	合 計	840			

美容学科トライチェンジコース（夜間課程）										
課目名		1年次		2年次		3年次		総時間数 (単位数)		
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
衛生 専門 課程	必修 課 目	関係法規・制度	12	0.34	12	0.34	8	0.22	32(1単位)	
		衛生管理	28	0.8	28	0.80	40	1.14	96(3単位)	
		保健	40	1.14	40	1.14	16	0.45	96(3単位)	
		化粧品化学	22	0.62	22	0.62	20	0.57	64(2単位)	
		文化論	24	0.68	24	0.68	16	0.45	64(2単位)	
		美容技術理論	64	1.82	64	1.82	28	0.80	156(5単位)	
		運営管理	0	0	14	0.40	18	0.51	32(1単位)	
		美容実習※	262	7.48	248	7.08	402	1.14	912(30単位)	
小計		452		452		548		1452(47単位)		
課目名		1年次		2年次		3年次		総時間数 (単位数)		
		授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数	授業時数	週授業時数			
衛生 専門 課程	選択 課 目	一般 教 養 課 目	生活文化と作法	10	0.28	12	0.34	10	0.28	32(1単位)
			造形心理学と表現	16	0.45	16	0.45	0	0	32(1単位)
			保健体育	12	0.34	10	0.28	10	0.28	32(1単位)
			接客法	20	0.57	8	0.22	4	0.11	32(1単位)
			日本文化(伝承美)	44	1.25	4	0.11	14	0.4	62(2単位)
			総合学習※	12	0.34	11	0.31	13	0.37	36(1単位)
	専門 教 育 課 目	専門 教 育 課 目	ヘアカラーリング	20	0.57	18	0.51	24	0.68	62(2単位)
			メイクアップ※	38	1.08	40	1.14	16	0.45	94(3単位)
			シャンプー&ブロー	22	0.62	22	0.62	20	0.57	64(2単位)
			総合技術※	55	1.57	92	2.63	42	1.20	189(6単位)
	小計		249		233		153		635(20単位)	
	合計		701		685		701		2087(67単位)	

※企業と連携した授業を実施する課目（職業実践専門課）

- 本校の教育課程および授業時間数の1単位時間は50分とする。
- 授業時間数を単位数に換算する場合の計算方法は30時間(一部課目15時間)をもって1単位とする。

(同時授業)

第8条 同時授業は実施していない。

(始業・終業時刻)

第9条 本校の始業および終業の時刻は次のとおりとする。

(昼間課程)

始業 午前 9時

終業 午後 4時5分

ただし、午前9時から10分間、および午後3時55分から10分間はホームルームとする。

(夜間課程)

始業 午後 5時45分

終業 午後 9時55分

ただし、午後5時45分から10分間、および午後9時45分から10分間はホームルームとする。

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教員 13名以上

(3) 事務職員 1名以上

(4) 学校医 1名

2 校長は校務を司り、所属職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業および賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は次のとおりとする。

(1) 高等学校以上の学校を卒業した者もしくはこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

留学生においては、日本語能力試験の2級以上に合格した者もしくは

- 日本語教育施設で6ヶ月以上の日本語教育を受けた者であって、入学選抜時に行われる日本語試験で日本語能力試験2級以上である事を確認した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
  - (4) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

(入学の時期)

第12条 本校の入学時期は毎年4月1日とする。

(入学手続・入学許可)

第13条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に所要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ、第22条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならぬ。

- (1) 最終学校卒業（または見込）証明書
  - (2) 写真（上半身、脱帽、名刺型、3か月以内に撮影したもの）3枚
- 2 前項の手続きを終えた者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 入学を許可された者は指定期日までに22条に定める納付金を納付するとともに、本校所定の在学保証書等必要書類を本校に提出しなければならない。

(転入者)

第14条 転入者の受入れは原則的に行わないものとする。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって20日以上出席することが出来ない場合は、その事由を記載した書面に疾病の場合は診断書を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項により休学した生徒は、休学の事由が消滅したとき、校長に届

け出て復学についての許可を受けなければならない。

(自主退学)

第16条 退学しようとする生徒は、その理由を記載した書面を校長に提出し、その許可を得なければならない。

(卒業・修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより、所定の教科科目の履修を修了し、所定の教科科目について試験を行い、合格した者に対して卒業を認定する。

第18条 前条の認定をした者には卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第19条 前条に規定するところにより、衛生専門課程理容学科ならびに同美容学科、同美容学科トライチェンジコースを修了した者は、専門士（衛生専門課程）と称することができる。

(ほう賞)

第20条 成績優秀で他の模範となる者に対し、ほう賞することがある。

(懲戒)

第21条 生徒が、この学則その他の本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、戒告（始末書）、停学および退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する生徒に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第5章 入学金、授業料、その他

### (納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

項 目	理・美容学科	テクニカルスタイリスト科	美容学科 トライチェンジコース	トータル ビューティシヤン科
入 学 検 定 料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
入 学 金	120,000円	50,000円	100,000円	100,000円
授 業 料 (月)	50,000円	50,000円	32,500円	50,000円
実 習 料 (月)	18,000円	5,000円	3,000円	5,000円
施 設 維 持 費 (年)	275,000円	180,000円	143,333円	275,000円

2 納付した前項の納付金は理由の如何に拘らず返還しない。

但し、3月31日迄に入学辞退があった場合には、原則として入学金以外の納入金は返還する事とする。

### (寄宿舍)

第23条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

### (定期健康診断)

第24条 生徒の健康診断は別に定めるところにより、毎年1回定期に行う。

## 第 6 章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第 25 条 本校は附帯教育として、理容師法および美容師法の定めるところにより、下表の学科の通信課程を置く。

学 科 名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員	入学時期
理容学科	3年	20名 (1学級)	60名	10月
美容学科	3年	40名 (1学級)	120名	4月
		40名 (1学級)	120名	10月
美容 ダブルライセンス科 (理容修得者課程)	1年6か月	40名 (1学級)	80名	10月
理容 ダブルライセンス科 (美容修得者課程)	1年6か月	30名 (1学級)	60名	10月

### 2 教育課程、授業時間数

通信課程の教科課程については次のとおりとする。

教育課程及び教科科目ごとの実習を含む総授業時間数

#### 理容学科

教 科 課 目	従事者		非従事者	
	面接授業 の時間数	添削回数	面接授業 の時間数	添削回数
(必修課目)				
関係法規・制度	10 時間	3 回	10 時間	3 回
理容技術理論	10 時間	8 回	25 時間	8 回
理容実習	176 時間	6 回	452 時間	6 回
衛生管理	30 時間	4 回	30 時間	4 回
文化論	10 時間	2 回	10 時間	2 回
運営管理	5 時間	3 回	10 時間	3 回
香粧品化学	30 時間	2 回	30 時間	2 回
保健	25 時間	3 回	25 時間	3 回
小 計	296 時間		592 時間	
(選択課目)				

エステティック	5 時間		10 時間	
ヘアスタイル画によるトータルファッション		1 回		1 回
小 計	5 時間		10 時間	
合 計	301 時間		602 時間	

## 美容学科

教 科 課 目	従事者		非従事者	
	面接授業 の時間数	添削回数	面接授業 の時間数	添削回数
(必修課目)				
関係法規・制度	10 時間	3 回	10 時間	3 回
美容技術理論	10 時 間	8 回	25 時間	8 回
美容実習	176 時間	6 回	452 時間	6 回
衛生管理	30 時間	4 回	30 時間	4 回
文化論	10 時間	2 回	10 時間	2 回
運営管理	5 時間	3 回	10 時間	3 回
化粧品化学	30 時 間	2 回	30 時間	2 回
保健	25 時間	3 回	25 時間	3 回
小 計	296 時間		592 時間	
(選択課目)				
エステティック	5 時間		10 時間	
ヘアスタイル画によるトータルファッション		1 回		1 回
小 計	5 時間		10 時間	
合 計	301 時間		602 時間	

修得者 理容ダブルライセンス科

修得者 美容ダブルライセンス科

教科課目	面接授業の時間数	添削の回数
(必修課目)		
理容技術理論	10 時間	8 回
理容実習	225 時間	6 回
小 計	235 時間	
(選択課目)		
エステティック	5 時間	
小 計	5 時間	
合 計	240 時間	

教科課目	面接授業の時間数	添削の回数
(必修課目)		
美容技術理論	10 時間	8 回
美容実習	225 時間	6 回
小 計	235 時間	
(選択課目)		
エステティック	5 時間	
小 計	5 時間	
合 計	240 時間	

### (3) 3 入所資格

本校の通信課程の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 第 11 条に規定する者
- (2) 学校教育法第 57 条に規定する者（これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む）であって本校が実施する入学試験に合格した者
- (3) 理容修得者課程・美容修得者課程入学希望者は、他方の免許を取得している者、他方の資格養成施設を卒業した者、又は、他方の資格養成施設において履修中の者  
 なお、履修中の者については本校の履修時期等との関係を確認し適切であると認められた者に限る。

### 4 中学校卒業等講習課目

中学校卒業等については、教科課目の学習を補助するため講習を行う。

講習課目	単位	添削指導
現代社会	1 単位	6 回
化学	1 単位	6 回
保健	1 単位	6 回

## 5 入所者の選考

- (1) 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。
- (2) 学校教育法57条に規定する者に関しては、別途入学試験を設け選考する。

## 6 出願手続

入学を希望する者は、入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

## 7 入学手続

- (1) 入学の許可を受けた者は、すみやかに必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。
- (2) 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

## 8 編入

他の指定養成施設から本校に編入を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上、編入を許可することがある。

## 9 転入

他の養成課程から通信課程へ生徒が転入しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

## 10 成績の考査及び卒業の認定

必修課目及び選択課目の全課目の報告課題の添削指導に合格し、面接授業において所定の履修時間を修了した者に対し卒業を認定する。  
ただし、講習対象者については厚生労働省の定める中学校卒業生等に対する講習の課程についても修了しなければならない。

### 1 1 入学料、授業料、実習費

入学料、授業料、実習費は次のとおり定める。

中学校卒業生等講習の対象者については、別途、講習費用（現代社会、保健、化学）が必要となる。

#### 従事者

項目	金額
入学検定料	10,000円
入学金	50,000円
授業料(総額)	378,000円
実習費(総額)	90,000円
施設維持費(総額)	45,000円

#### 非従事者

項目	金額
入学検定料	10,000円
入学金	50,000円
授業料(総額)	432,000円
実習費(総額)	108,000円
施設維持費(総額)	45,000円

#### 理容修得者・美容修得者課程

項目	金額
入学検定料	10,000円
入学金	50,000円
授業料(総額)	210,000円
実習費(総額)	120,000円
施設維持費(総額)	30,000円

### 1 2 通信養成を行う地域

生徒募集を行う地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、沖縄県とする。

### 1 3 添削指導のための組織

添削指導のための組織として、教育相談窓口を設置し、担当教員が質問相談を受け付ける。

### 1 4 通信課程に関する補足事項

通信授業及び添削指導に係る事務のうち、教材の配本及び添削指導に係る

事務の一部を公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。

## 15 その他

その他、必要事項は別に定める。

### 附 則

1. この学則は昭和 51 年 9 月 3 日から施行する。
1. この学則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

1. この学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
1. この学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。